

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可の告示（平成18年京都府告示第181号）があったので、都市計画法第66条の規定により、事業の施行について次のとおり公告します。

平成18年4月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業

京都市公共下水道

3 事務所の所在地

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局

4 事業地

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成16年京都府告示第50号の事業地のうち京都市北区上賀茂神山及び上加茂本山並びに伏見区日野田頼町地内において事業地を変更する。

5 事業施行期間

昭和5年8月11日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部計画課)